

特定非営利活動法人自己処理型トイレ研究会 定款

平成19年	5月17日	作	成
平成19年	5月21日	認	証
平成19年	6月6日	登	記
平成25年	4月15日	一	部変更
平成25年	5月9日	登	記
平成27年	6月26日	一	部変更
平成27年	7月28日	登	記
平成30年	6月8日	一	部変更
令和5年	6月30日	一	部変更
令和5年	9月1日	登	記

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人自己処理型トイレ研究会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田三崎町二丁目20番4号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して自己処理型トイレ(自己処理型トイレとは、原則として、既存のインフラに頼らず、処理水を公共用水域に放流しない、自然環境への負荷軽減を促進する、し尿処理技術を指す。処理装置としては、トイレ室と処理装置が一体型と、処理装置が隣接する構造のものとの二通りがある。)の技術向上、普及促進及び広報活動を行うことによって、我が国経済の発展、国民生活の向上と自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 自己処理型トイレの技術資料の整備事業
- (2) 自己処理型トイレ製品に関する規格の作成事業
- (3) 自己処理型トイレの技術改良と信頼性向上に関する研究、実践活動事業
- (4) 自己処理型トイレに関する法制の調査研究事業
- (5) 自己処理型トイレの普及を目的とした関係行政官庁への協力、提言並びに関係団体との連携及び協力事業
- (6) 自己処理型トイレの事業情報の収集及び提供事業
- (7) 自己処理型トイレに関する図書の刊行事業
- (8) 自己処理型トイレに関する研究会の開催事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員

(会員の資格)

第7条 正会員（個人）は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。

- 2 正会員（法人又は団体）は、自己処理型トイレに関与する製造業者とする。
- 3 特別会員は、この法人の目的、事業に賛同する学識経験者及び理事会において推薦されたものとする。

(入 会)

第8条 正会員（個人）の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、総会において別に定める規定により、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 特別会員からは入会金及び会費は徴収しないこととする。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散又は破産したとき。
- (3) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第11条 会員が、本会を退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 本法人の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を傷つけ又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還)

第13条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、1名以上2名以内を副会長とする。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

2 会長及び副会長は理事のうちから互選する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(役員職務)

第16条 会長は、本法人を代表しその業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会または理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 本法人の財産の状況及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 前1号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じ、理事会が補充の必要を認めたときは、第15条に規定する手続きに従って選任を行う。

3 前項の規定により就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。また、第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総 会

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類及びその開催)

第22条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎年1回の開催とする。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事からの招集の請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第3項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、書面をもってし、少なくとも開催期日の10日前に開催の日時、場所及び会議の目的たる事項を正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第16条第4項第4号の規定により臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の権限)

第25条 次に掲げる事項については、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 理事及び監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び合併
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他理事会において総会に付議すべきものとした議決事項

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 次に掲げる事項は、前項の規定にかかわらず、正会員総数の過半数が出席し、かつ、出席正会員の3分の2以上の多数をもって議決しなければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 理事及び監事の解任、職務及び報酬
 - (3) 会員の除名

(4) 解散及び合併

(書面表決等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のために、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することが出来る。なお、代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第16条第4項第4号の規定に基づき、招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会の招集は、書面をもってし、少なくとも開催期日の5日前に開催の日時、場所及び会議の目的たる事項を理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の権限)

第34条 理事会においては、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業の執行に関する事項
- (3) 財産の管理に関する事項
- (4) 会費の納付を怠った者の処置に関する事項
- (5) 総会の議決により委任された事項
- (6) その他会務運営上必要な事項

(理事会の定足数)

第35条 理事会は理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、議決権を有する出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のために、総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。なお、代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、署名及び押印をしなければならない。

第6章 作業部会

第39条 本法人は、事業の運営を推進するために必要と認めたときは、理事会の議決を経て、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産

(財産の構成)

第40条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第41条 財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(財産の区分)

第42条 この法人の財産は、特定非営利活動に係る事業に関する財産とする。

第8章 経 理

(会計の原則)

第43条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第44条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算の承認)

第46条 会長は、毎事業年度開始前、次に掲げる書類を作成し、理事会の議決を経て総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算の承認)

第50条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、理事会の議決を経て監事の監査を受け、総会に提出してその議決を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支決算書

2 監事は、前項に規定する監査の結果を総会に報告しなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する、

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 事務局

(事務局及び職員)

第56条 本会の事務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第57条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第 1 2 章 雑 則

(施行細則)

第 5 8 条 本法人の業務を執行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
会長 中 臺 光 雄
副会長 新 井 剛 典
理事 藪 下 貴 弘
監事 矢 吹 紳一郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 7 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 4 5 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日とする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第 4 6 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 9 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 入会金 正会員 (個人) 0 円 (団体) 1 0 0 , 0 0 0 円
(2) 年会費 正会員 (個人) 0 円 (団体) 1 0 0 , 0 0 0 円
- 7 この法人の設立にあたり、前身の任意団体である自己処理型トイレ研究会に所属し、既に入会金を納付している団体については、前条の限りではない。